

経営情報レポート

平成 22 年度
税制改正の見通し



- 1 民主党政権の税制方針と法人課税の変更点
- 2 個人所得課税の変更ポイント
- 3 国際課税、資産課税の見直し
- 4 消費課税に対する考え方



1 | 民主党政権の税制方針と法人課税の変更点

1 | 平成22年度税制改正の考え方

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取り組みの第一歩として、平成 22 年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じる、としています。

2 | 法人所得課税

(1) 資本に関する取引等に係る税制

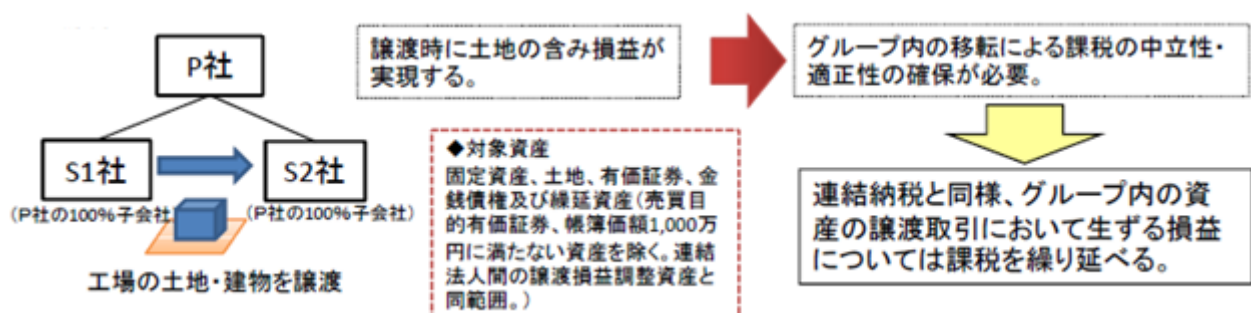
企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するために、次の見直しを行います。

① グループ内取引等に係る税制

イ) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

- (a) 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含みます。）を行ったことにより生ずる譲渡損益については、課税を繰り延べます。これに伴い、適格事後設立制度を廃止します。

(注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。



- (b) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外します。

(注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除きます。

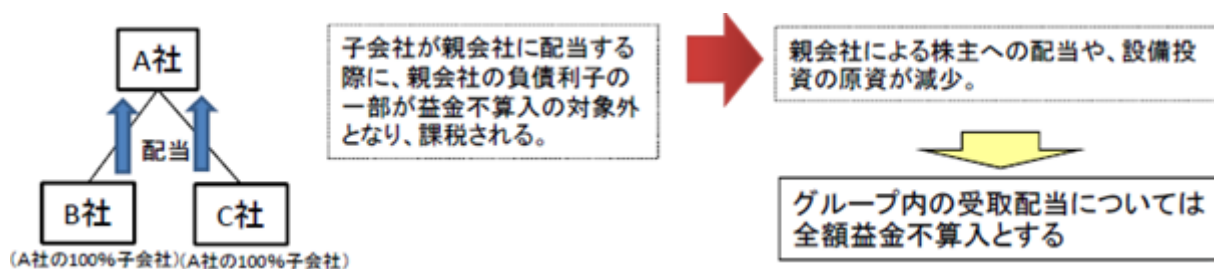
ロ) 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とします。

ハ) 100%グループ内の法人間の資本関連取引

- (a) 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じます。この場合、源泉徴収等を行わないこととします。

- (b) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします。



- (c) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととします。

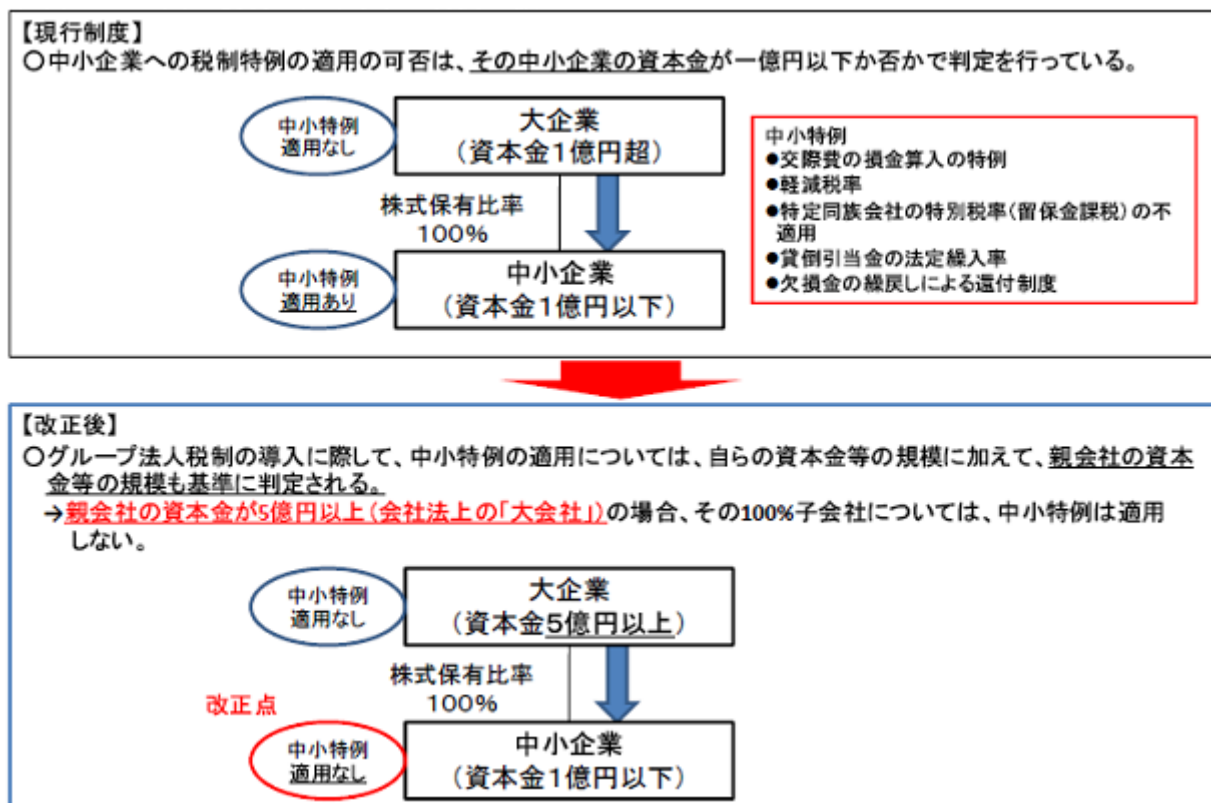
- (d) いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化します。

二) 中小企業向け特例措置の大法人の 100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が 5 億円以上の法人又は相互会社等の 100%子法人には適用しないこととします。

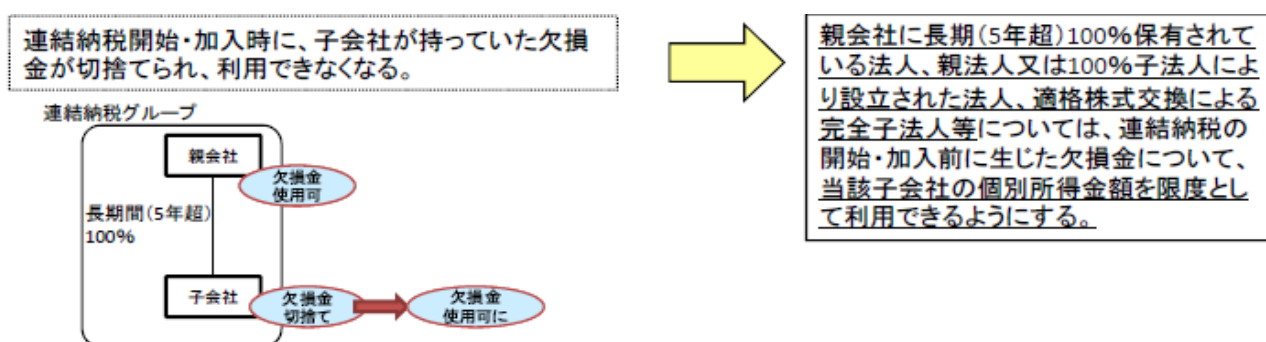
- 軽減税率
- 特定同族会社の特別税率の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- 欠損金の繰戻しによる還付制度

■グループ法人税制における中小特例の扱い



ホ) 連結納税制度

- (a) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加します。



- (b) 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日(現行6月前の日)とします。
- (c) 事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日(加入日)以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組し

ます。

- (d) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後 2 月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外します。

② 資本に関する取引等に係る税制

イ) みなし配当の際の譲渡損益

- (a) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととします。(再掲)
- (b) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含みます。)を適用しないこととします。
- (c) 抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととします。

ロ) 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行します。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講じます。また、連結子法人の解散を原則として連結納税の承認の取消事由から除外します。

ハ) その他

- (a) 適格合併等における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直します。
- (b) 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととします。
- (c) 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行います。
- (d) 合併類似適格分割型分割制度を廃止します。
- (e) 受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直します。

③ 施行時期

上記の改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用されます。

ただし、以下の制度については、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されます。

- 連結納税開始・加入時における子会社欠損金の持込制限の緩和
- 受取配当金の益金不算入制度の見直し
- 連結納税開始・加入時における子会社欠損金の持込制限の緩和

(2)特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止します。特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じます。

(注) 本制度は、平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

(3)その他の改正、延長項目

① 中小企業投資促進税制の延長

現行制度のまま 2 年間延長。

② 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止

2 つの税制を一本化して 2 年間延長。

③ 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

現行制度のまま 2 年間延長。

④ 試験研究費に係る税額控除

増加額に係る税額控除と、平均売上額の 10% を超える部分に係る税額控除の選択適用について、2 年間延長。

⑤ 交際費等の損金不算入制度の延長

現行制度のまま 2 年間延長。

2 | 個人所得課税の変更ポイント

1 | 扶養控除の見直し

(1)平成 23 年分以後の所得税について適用

- ①年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除を廃止します。
- ②特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者をいいます。以下同じです。）のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止し、扶養控除の額を 38 万円とします。
- ③扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。

(2)平成 24 年度分以後の個人住民税について適用

- ①年少扶養親族に係る扶養控除を廃止します。
- ②特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とします。

2 | 金融証券税制

(1)少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

①非課税措置の概要

- イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。

- ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

- **非課税対象** : 上場株式等の配当、譲渡益
- **非課税投資額** : 毎年、新規投資で 100 万円を上限（未使用枠を翌年以降に繰越は出来ない）
- **非課税投資総額** : 300 万円（平成 24 年から 26 年の 3 年間の予定）
- **保有期間** : 最長 10 年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用出来ない）
- **口座開設数** : 年間 1 人 1 口座（毎年異なる金融機関に口座を開設することは可能）
- **開設者** : 居住者等（その年の 1 月 1 日において 20 歳以上）
- **導入時期** : 上場株式の配当、譲渡益に対する 20%課税の適用開始時より導入（現在は、平成 24 年を予定）

②非課税口座開設確認書の申請手続

交付申請書にその者の平成 23 年 1 月 1 日における住所地の住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日からその開設年の 9 月 30 日までの間に、金融商品取引業者等の営業所に対して提出します。

(2)生命保険料控除の改組

◆平成 24 年分以後の所得税について適用

生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を 12 万円とします。

①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

- イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額 4 万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。
- ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とします。
- ハ) 上記イ) 及びロ) の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,000 円超	一律 40,000 円

- 二) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。
- ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。
- へ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円）を適用します。

③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、前ページ①のロ)及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 4 万円）とします。

- イ) 新契約の支払保険料等につき、前ページ①のハ)の計算式により計算した金額
- ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

◆平成 25 年度分以後の個人住民税について適用

生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を 7 万円とします。

①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

②新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

上記にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 2.8 万円）とします。

- イ) 新契約の支払保険料等につき、前ページ①の計算式により計算した金額
- ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

3 | 居住用財産の譲渡関係

①特定の居住用財産の買換・交換の課税の特例

一部改正を行ったうえで 2 年間延長。

②居住用財産の買換等の場合の譲渡損失の繰越控除

現行のまま 2 年間延長。

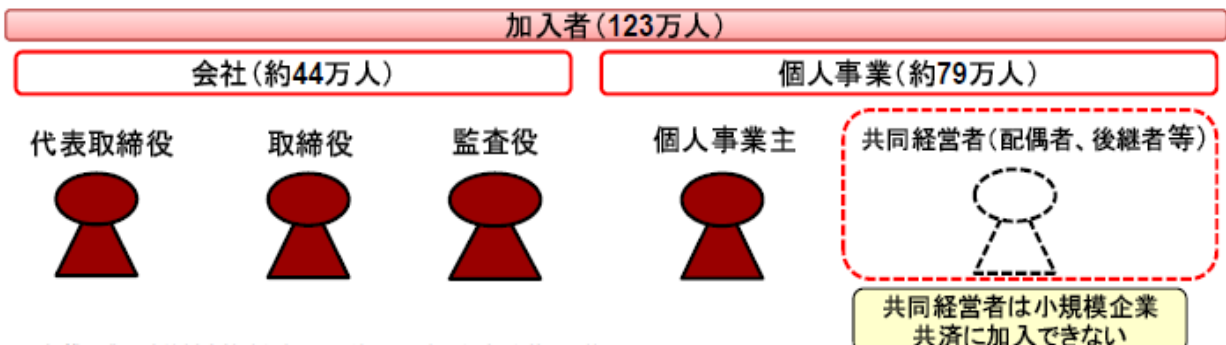
③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除

現行のまま 2 年間延長。

4 | 小規模企業共済制度の加入対象者の拡大

小規模企業共済制度の加入対象者が、拡大されます。

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業、サービス業は従業員 5 人以下）の個人事業主又は会社の役員（小規模企業の経営者）。
（420 万の中小企業のうち小規模企業は 366 万。小規模企業たる個人事業主は 257 万人。）



※小規模企業共済等掛金控除総額 2,383 億円 (平成 19 年度) を基に試算。
 (出典: 国税庁「申告所得税標準調査結果」)
 このため、上記減収額は個人型確定拠出年金に係る所得控除等によるものも含む。

加入対象者の拡大 (拡充部分)

3 | 国際課税、資産課税の見直し

1 | 国際課税

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行います。

① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を 20%以下（現行 25%以下）に引き下げます。

また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加します。

② 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を 10%以上（現行 5%以上）に引き上げます。

③ 特定外国子会社等の適用除外基準について、一定の改正を行いません。

④ 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、一定の所得を有する場合には、当該所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税します。

⑤ 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととします。

イ) 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除きます。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額

ロ) 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額

(注)前記の改正は、特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、前記⑤は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用します。

(2)移転価格税制見直し

国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しを行います。

- ①移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にします。
- ②移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を、次の区分に基づき、明確にします。

- 国外関連取引の内容を記載した書類
- 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

2 | 資産課税

(1)住宅関係

①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。

イ) 非課税限度額（現行 500 万円）を次のように引き上げます。

- 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円
- 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

ロ) 贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定します。

ハ) 適用期限を平成 23 年 12 月 31 日（現行平成 22 年 12 月 31 日）までとします。

(注)上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。ただし、平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択して適用できることとします。

②住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行 1,000 万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を 2 年延長します。

③特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を 2 年延長します。

④マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記を除外した上、その適用期限を 2 年延長します。

(2)租税特別措置等

①小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について

相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の見直しを行います。

- イ) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行 200 m²まで 50%減額）を適用対象から除外します。
 - ロ) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。
 - ハ) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には部分ごとに按分して軽減割合を計算します。
- 二) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化します。

（注）上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。

②非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。

(3)その他

①定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行います。

- イ) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。

- 解約返戻金相当額
- 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
- 予定利率等を基に算出した金額

□) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。

(注 1) 前記イの改正は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約（確定給付企業年金等を除きます。）に係るものに限ります。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

(注 2) 前記ロの改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

②相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が 85 歳（現行 70 歳）に達するまでの年数とします。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用します。

③小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人 1 人当たり 500 万円までの非課税制度の対象とします。

④中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人 1 人当たり 500 万円までの非課税制度の対象とします。

⑤保険法の制定により、保険契約の締結時に交付する書面に関する規定が新たに設けられたことから、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化を図ります。

⑥独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を登録免許税法別表第二（非課税法人の表）及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加します。

4 | 国際課税、資産課税の見直し

1 | 燃料課税

- ①揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。
- ②現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準（両税計 53,800 円/kℓ。以下同じ。）を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準（32,100 円/kℓ）を維持することとします。
- ③ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。

具体的には、ガソリン価格が一時 180 円/ℓ 台に達した平成 20 年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準（発動基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じます。

上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準（解除基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとします。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図ることとします。

2 | 車体課税

- ①自動車重量税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。
- ②当分の間の措置として、自動車重量税について、次の見直しを行います。
 - イ) 次に掲げる自動車については本則税率を適用します。ただし、平成 24 年 4 月 30 日までの間は、次ページ③の措置により免税となっています。

- 電気自動車
- 車両総重量が 3.5t 以下の天然ガス自動車であって平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの

- 車両総重量が 3.5t を超える天然ガス自動車であって平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
- プラグインハイブリッド自動車
- ハイブリッド自動車（車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックを除く。）で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成 22 年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成 17 年度燃費基準値）より 25%以上燃費性能の良いもの
- ハイブリッド自動車（車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックに限る。）で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

ロ) 前記イに掲げる自動車及び下記ハ) に掲げる検査自動車以外の自動車の税率を次に掲げる税率とします。

(単位：円)

車 種			車検期間		自家用	営業用
検査自動車	乗用自動車		3年	車両重量0.5tごと	15,000	—
			2年	〃	10,000	—
			1年	〃	5,000	2,700
	バス		1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700
		トラック	車両総重量 2.5t超	2年	〃	10,000
			1年	〃	5,000	2,700
	車両総重量 2.5t以下		2年	〃	7,600	5,400
			1年	〃	3,800	2,700
	特種車		2年	〃	10,000	5,400
		1年	〃	5,000	2,700	
	小型二輪		3年	定 額	6,600	4,800
			2年	〃	4,400	3,200
			1年	〃	2,200	1,600
	検査対象軽自動車		3年	〃	11,400	—
		2年	〃	7,600	5,400	
		1年	〃	3,800	2,700	
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車	—	〃	5,500	4,300
		その他	—	〃	11,300	8,100

ハ) 新車新規登録から 18 年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くすることとします。

③一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置は維持します。また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加します。

- イ) 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 27 年度燃費基準を満たすものの税額を 75% 軽減。
- ロ) 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成 17 年排出ガス規制値より 50% 以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものの税額を 50% 軽減。
- ④前ページ②のロの表に掲げる税率が適用となる検査自動車であって、前記③の軽減措置の対象となるものに係る税額については、前記②ロの表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とします。
- ⑤原油価格の異常高騰時の対応については、「1 燃料課税」の③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

3 | 消費税

①消費税の仕入税額控除の調整措置に係る適用の適正化

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）中に、調整対象固定資産を取得した場合には。その取得した課税期間を含む 3 年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととします（課税事業者となります）。

イ) 課税事業者を選択した事業者の強制適用期間（2 年間）

ロ) 資本金 1 千万円以上の新設法人のため、課税事業者となる設立当初の期間（2 年間）

（注）調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で 100 万円（税抜き）以上のものをいいます。

②簡易課税制度の適用の見直し

上記①により課税事業者となっている期間については、簡易課税制度の適用は受けられないこととします。

③適用時期

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降課税事業者選択届出書を提出した場合（①のイ）又は、同日以後設立した法人（①のロ）について適用します。

<参考>

■「平成 22 年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立に向けて～」

平成 21 年 12 月 政府税制調査会

■「平成 22 年度税制改正について」

平成 21 年 12 月 経済産業省